

静 情 審 第 6 号

平成29年4月24日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年1月7日付け障福第942号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の大学病院の医師に係る精神保健指定医の取消に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第206号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成27年10月19日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の公文書の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成27年12月2日、実施機関は、別記2の文書1から文書23（文書1から文書23までをあわせて「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成27年12月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、翌10日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求に係る文書をさらに特定した上で、全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成17年度（行情）答申第299号）によると、精神保健指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、社会的責任が重大であり、社会が精神保健指定医に十分な専門性を期待することは当然で、精神保健指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきだとされている。
- (2) 精神科医療において精神保健福祉法違反が常態化していることや、極めて重大な責任を有している精神保健指定医の指定取消しに係る聖マリアンナ大学の問題（以下「指定医取消事案」という。）の重大性を踏まえた上で、非開示情報該当性の判断を行ってほしい。
- (3) 厚生労働省職員の公務用メールアドレスは、個人として家族や友人、知人や恋人と連絡をとるために所有するプライベート用のメールアドレスではなく、国家公務員としての職務遂行のための仕事用のメールアドレスである。実施機関が公表している厚生労働省担当課の電話内線番号等については、意見書にある懸念が

現実のものとなっていない以上、実施機関の抱くおそれには、根拠と現実性がともに欠落している。

- (4) 医師の氏名は、医療法第14条の2などに基づき公表慣行があること、他の自治体において何人と規定している情報公開条例に基づく開示請求に対して開示されていることの両者によって、条例第7条第2号ただし書アに該当する。また、精神保健指定医の氏名は、精神障がい者、知的障がい者やそう疑われた者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に当たり、条例第7条第2号イに該当する。さらに、精神保健指定医は、行政医に限らず、普段は民間の機関に所属していても、精神保健福祉法第19条の4の第2項により、特別職の公務員に該当することから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。
- (5) 医師の氏名、勤務期間、常勤・非常勤の別などは、本件について患者やその家族が当該医師の勤務する精神科医療施設においてインフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報である。
- (6) 精神保健指定医の氏名、指定医証番号、交付年月日、勤務先は、顔写真及び精神保健指定医の証の有効期限、生年月日とともに、精神保健指定医の証に掲載されることになっている。交付年月日が分かれば指定医取得日も推定することができるから、指定医取得日を公表しても社会通念上、指定医個人の正当な利益を侵害するおそれがある情報とはいえない。本件について患者やその家族が当該医師の勤務する精神科医療施設においてインフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報である。
- (7) 報道発表や開示文書の記載等によれば、指定医の勤務先病院が指定医取消事案に係る不正に関与していないことは明々白々であるから、勤務先病院を知った人間が、当該精神科病院自体が指定医の違法取得に加担したと判断することは、社会通念上、起こりえない。仮に公開することにより、法人等が否定的に評価されたとしても、それを秘匿することで法人等の社会的信用を維持することまで、条例第7条第3号で保護しようとするものではない。
- (8) 万一、実施機関の危惧するところが現実になったとしても、やむを得ない結果とみるべきであり、そうした反社会的事実を隠蔽されることが病院経営者らの正当な利益の範囲に含まれないことは明らかである。むしろ、精神科医療機関に関して社会的に重大な衝撃を与えた事件に関する情報は、秘匿するよりも、我が国の精神科医療を改革改善する際の有用な情報として公開していくことが、条例第7条第3号ただし書きの趣旨に合致する。そして病院名を開示すれば、病院の所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号も自ずと判明するものである。
- (9) 指定医取消事案を調査した聖マリアンナ医科大学職員名は説明責任の観点から、公表慣行がある情報である。前代未聞の重大事件を受けて行われた検証及び公的

な調査を受けて、それに対応した者が誰であるかという情報は、病院の責任者に準じる者として、その職責をもって対応しているのであり、私生活に不当な影響が予想されたり、個人の経歴評価について虚像を生み出したりするなどのおそれもある情報には該当しない。むしろ、かかる重大事件に対して積極的に対処した中心人物たる職員の氏名であるから、その職員が称賛されることまではないだろうが、非難されることは通常考えられない。

- (10) 調査期間も、当然、文書の保存期間内であり、過去5年遡って調査することまでは厚生労働省により公表されており、処分された指定医が当該精神科病院に勤務していた時期と同一であるから、県内の精神病床を有する全ての精神科病院に対して医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査したことに関する文書のうち、保存期間内のもの一切を条例の規定に基づいて開示請求すれば、自ずと判明する情報である。その際に医師の氏名と病院名とがともに開示になるのである。常勤・非常勤の別も同様に開示になる。
- (11) 措置診察の対象者の氏名を非開示としたことは争わないが、措置診察年月日及び診察場所（精神科病院名）は、氏名を伏せれば対象者を特定することはできず、対象者の権利利益を害するおそれもないことから、条例第7条第2号には該当しない。また、措置診察日が分かれば入院日は自ずと推定することができる上、両者に大幅な乖離がある場合は、対象者の人権に関わる重大な問題であるため、その検証のために必要であり、説明責任の観点から公表慣行もあり、措置診察も拘束も隔離も指定医の公務であることから、条例第7条第2号ただし書のすべてに該当する。
- (12) 入院形態は、指定医の業務を監視する上で肝要であり、対象者を特定することもできず、当該個人の権利利益を害するおそれもないことから、条例第7条第2号には該当しない。また、主治医との連携欄の医師名は、患者の個人情報とはいえないため、これを非開示とするのであれば、静岡県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求に対する決定で、担当医師名等を患者に対して開示すべきである。対象者の続柄、病名、診断日、診察場所、診察日時も、対象者を特定することができず、対象者の権利利益を害するおそれもないため、条例第7条第2号に該当しない。
- (13) 法律学や精神医学等の学術雑誌、専門書、一般書等では、患者の氏名や住所等を伏せた上で相談内容や症状等を具体的に記載している。ゆえに、強制入院の必要性や病状の概要は、患者の氏名や生年月日等を非開示とすれば、これを開示しても個人を特定もできず、個人の権利利益を害することにもならないことから、条例第7条第2号には該当しない。
- (14) 患者氏名など、患者を特定することができたり特定されたりするおそれがある

情報を非開示にすれば患者の権利利益を保護するには十分であり、全体を非開示とすると、患者の人権を侵害した違法な措置審査を行った指定医側の情報までも非開示とされてしまうので、かえって患者の人権を侵害し人権侵害を隠蔽するものである。

- (15) 緊急措置入院と措置入院のみが精神保健指定医の業務ではない。開示文書にもあるとおり、精神保健福祉法第19条の4の規定によるその他の指定医としての業務は遂行されていたのであるから、当該指定医の業務の対象者に係る医療保護入院に関連する公文書、退院請求に関する公文書も特定すべきである。
- (16) 指定医取消事案に付随する診療報酬の不正・返還に関する公文書について、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が、厚生労働省の見解を受けて、報酬の返還を求めるのは法律上難しいと判断している。静岡県においても、その判断を示す公文書やその判断に至る経緯を示す公文書等を特定すべきである。また、報道によると、聖マリアンナ医科大学が、平成27年4月25日頃に、「指定医に上乗せされる診療報酬について、不当に受け取った分については自主返還を検討する考えを示している。」とされていることから、聖マリアンナ医科大学から自主返納する旨の文書を収受しているのであれば、対象公文書として特定すべきである。そして何よりも、処分を受けた精神保健指定医の判断の当否を検証したことに関する文書のうち、報償費等の情報が記載された文書が特定されていない。
- (17) 文書13において一覧表に掲載のない指定医1名について勤務歴が判明したとあるが、判明した経緯を表す文書を特定すべきである。
- (18) 退院請求や医療保護入院に関する調査について独自の対応をとっていないとするならば、独自の対応をする必要がないとする判断過程の文書を特定すべきである。
- (19) 「第三者機関である精神医療審査会において、医療保護入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査済である」とするならば、その審査に係る文書を特定すべきである。
- (20) 「取消処分を受けた指定医が行った措置診察に対する報償費の支払いは行っている。」以上、その支払に係る文書を特定すべきである。また、返還を求めるか求めないかを検討さえしていないという弁明は、事案の重大さからしてもにわかには措信しがたい。万一、実際に作成していないとすれば、静岡県文書管理規則第6条第1号に違反するため、不当な行政作用であるとして付言を出していただきたい。
- (21) 指定医取消事案に関しては、関係するすべての自治体で再検証のようなものは実施されたいが、正確な判断ができないものばかりであった。開示文書によると、実施機関も、静岡県で勤務実績のある精神保健指定医の診察内容について調査をしたところ元指定医の判断がいずれも妥当であったと判断しているが、検

証作業を行う前に、病院に対して検証対象のカルテを判別できるように依頼しておくなど、検証作業を行ったという形式さえ整えばよしとし、検証の第三者性を没却する行政活動で、調査手法に著しい問題があった。ゆえに、本件処分で非開示とした箇所を開示することが公益上特に必要があるとは認められないとする実施機関の主張は理由がない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 厚生労働省職員の個人メールアドレスは、厚生労働省において、各職員の業務遂行のために付与されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号柱書きに該当する。
- (2) 処分対象医師の住所、報道提供されていない姓、指定医証の番号・取得年月日・交付年月日、勤務期間、常勤・非常勤の別等の勤務態様は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。
- (3) 処分対象医師が勤務していた病院の名称、所在市町、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号は、当該病院に関する情報であり、公にすることにより、あたかも当該病院自体が不正に関与したかのような誤解を与え、当該病院の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。処分担当医師が勤務していた病院の所在市町を非開示としたのは、今回調査対象とした、精神保健指定医を配置する精神病床を有する病院の数が、政令市を除く県全体で21箇所であり、各市町には、多くても数箇所しかないため、所在市町名を明らかにすることにより容易に病院名が明らかになるためである。
- (4) 処分対象医師が勤務していた病院の処分対象医師以外の指定医、医師、担当者の氏名については、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。
- (5) 国からの依頼に係る調査期間は、処分対象医師の勤務期間と同義であるため、処分対象医師の個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。
- (6) 処分対象医師が関与した措置診察の年月日、対象者氏名、診察場所等は、診察等を受けた個人の情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。
- (7) 「措置入院に関する診断書」には患者氏名が記載されており、特定の個人を識別できるものとして、全体として条例第7条第2号本文前段に該当する個人情報である。また、公文書は開示が原則とされ、慎重な取扱いを要する個人情報についても

- 非開示の範囲が広くなりすぎないようにする必要があることから、条例第7条第2号ただし書の例外的に開示できる情報に該当しないか、条例第8条の規定により部分的に開示できる情報がないかについて検討した上で、原処分を行ったものである。
- (8) 指定医取消事案に関する情報についての開示請求を受け、厚生労働省からの連絡を受け、関係機関に対して行った調査を踏まえて結果を厚生労働省に報告するまでの一連の文書を特定したもので、特定した文書に不足はない。
- (9) 今回、処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査として、国から示された指定医業務は、①措置入院及び緊急措置入院に係る診察、②医療保護入院（平成25年改正前の法第33条第1項の規定に基づくものを含み、同条第2項の規定に基づくものを除く。）に係る診察、③平成25年改正前の法第33条第2項の規定に基づく医療保護入院及び応急入院（平成25年改正前の法第33条の4の規定に基づくものを含む。）に係る診察、④患者の隔離及び身体的拘束に係る判断であり、退院請求に関する業務は、国からは検証のみならず、件数報告も求められておらず、実施機関においても独自の対応をとっていない。また、上記②については、手続上、第三者機関である精神医療審査会において、医療保護入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査済であることから、検証は求められず、件数報告のみの報告でよいとの国からの指示を受け、実施機関においても独自に調査を行っていないため、国への件数報告した文書を特定したものである。なお、上記③の旧法第33条第2項に基づく医療保護入院については、検証を行っており、文書も特定している。
- (10) 取消処分を受けた指定医が行った措置診察に対する報償費の支払は行っている。しかし、検証作業の結果、国への調査結果等報告書の区分でいう「判断に妥当性がないとは言えないもの」となったため、返還を求める検討は行っておらず、検討に当たっての公文書も存在しない。
- (11) 異議申立人は、開示文書13の2枚目(2)において、一覧表に掲載のない指定医1名の勤務歴が判明したとの記述があるにもかかわらず、その判明経緯が記載された文書が特定されていないため特定すべきだとするが、この勤務歴は、文書10による県からの照会に対し、病院側から提出された報告により判明したものである。その報告文書は、同じく開示文書13の4枚目であるため、特定に不足はない。
- (12) 条例第7条第2号、3号又は第6号に該当するため、非開示と判断したものであり、非開示とした情報の中には、指定医の指定を取り消された医師による診察等を受けた患者の情報なども含まれている。精神保健指定医の指定を取り消された医師の氏名や処分理由等、本件取消処分に関する情報は既に一定程度明らかにされており、本件決定で非開示とした情報を開示することによる利益が、開示することによる不利益を上回るものとは認められない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書の性質及び内容

平成27年4月及び6月、聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医計23名に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の2第2項に基づく指定の取消処分が行われた。

本件対象公文書は、厚生労働省から当該処分に係る連絡・通知を受けた実施機関が、関係機関に対して調査を行い、その結果を同省に報告するまでの一連の文書である。

(2) 非開示情報該当性について

実施機関は、本件対象公文書について別記3に掲げる部分を開示しないこととしていることから、以下、検討する。

ア 処分対象医師の個人情報

処分対象医師の①報道提供されていない姓、②住所、③指定医証取得年月日、④指定医証番号、⑤指定医証交付年月日、⑥勤務先病院の名称や所在地、⑦勤務先病院における常勤・非常勤の別等の勤務態様、勤務期間に係る情報が非開示とされている。

これらは、処分対象医師の個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

また、それぞれの文書において、処分対象医師の氏名が記載されており、当該氏名が記載された部分は開示されているため、条例第8条第2項の規定による部分開示の余地はない。

イ 処分対象医師が勤務していた病院の担当者名、医師名及び指定医名

特定の病院に勤務する個人の情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため非開示とすることが妥当である。

また、氏名等の個人識別部分そのものであるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることもできない。

ウ 処分対象医師が関与した指定医業務に係る対象者（患者・被診察者）の個人情報

①指定医業務に関する調査対象者一覧表及び検証チェック表に記載された患者の氏名、措置診察日、入院日、隔離日、拘束日等の情報、②措置入院のための移送に関する事前調査票に記載された措置入院のための診察が必要と考えられる者の氏名、性別、生年月日、住所、職業、調査時の状況等の情報、③措置入院に関する診断書の被診察者の氏名、住所、生年月日、職業、年齢、生活歴、現病歴、精神症状等の情報が非開示とされている。

これらはいずれも、処分対象医師が関与した指定医業務に係る対象者（患

者・被診察者等)の個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいづれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

また、調査や診察時における症状等、個人の人格に密接に関わる特段の配慮を要する情報が記載されているため、氏名等の個人を識別できる部分を除いたとしても、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることはできない。

エ 聖マリアンナ医科大学の担当者個人の氏名

特定の大学の事務担当者個人の情報であり、条例第7条第2号ただし書のいづれにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。

また、氏名等の個人識別部分そのものであるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることもできない。

オ 厚生労働省職員の個人メールアドレス

厚生労働省において、各職員の業務遂行のために付与されているものであり、指定医取消事案に関する担当者のメールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号柱書きに該当するため、非開示とすることが妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、条例第9条の適用に関し、実施機関に裁量権の逸脱又は濫用があったと考えているとして、公益上の理由による裁量的な開示をすべきだとする趣旨の主張を行っている。

しかしながら、処分対象医師の氏名、処分理由、処分対象医師が関与した事案の調査結果の概要など、指定医取消事案に関する情報は一定程度公にされており、本件処分で非開示とした情報を公にすることによる利益が、非開示とすることにより保護される利益を上回るものと認めることはできないことから、実施機関が同条による裁量的開示を行わなかったことについて、違法又は不当な点は認められない。

イ また、異議申立人は、取消処分を受けた指定医が行った措置診察に対する報償費の支払に係る文書、医療保護入院に関連する文書、退院請求に関する文書等も特定すべきだとも主張する。

この点、実施機関は、以下のとおり説明する。

(ア) 退院請求に関する業務は、国からは検証のみならず、件数報告も求められておらず、実施機関においても独自の対応をとっていない。医療保護入院については、手続上、第三者機関である精神医療審査会において、医療保護入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査済であることから、検証は求められず、件数報告のみでよいとの国からの指示を受け、実施機関

においても独自に調査を行っていないため、国への件数報告した文書を特定したものである。

- (イ) 取消処分を受けた指定医が行った措置診察に対する報償費の支払は行っているが、検証作業の結果、国への調査結果等報告書の区分でいう「判断に妥当性がないとは言えないもの」となったため、返還を求める検討は行っておらず、検討に当たっての公文書も存在しない。

実施機関の上記の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、本件対象公文書を特定したことは妥当である。

この他にも、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記1 開示請求の内容

聖マリアンナ医科大学病院の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、今年2度にわたって厚生労働省に指定を取り消された問題があった件に関する情報一切。業務の再開等も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、大学からの文書、大学宛ての文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定してください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。

別記2 実施機関が特定した公文書（「本件対象公文書」）

文書	名称
1	聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消しについて（平成27年4月16日国事務連絡）
2	口頭記録（平成27年4月17日）
3	口頭記録（平成27年4月20日）
4	聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医の資格取消（平成27年4月21日付け理事報告）
5	照会記録（平成27年4月27日、28日）
6	精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成27年4月28日付け聖マリアンナ医科大学からの文書）
7	精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成27年4月30日付け聖マリアンナ医科大学からの依頼文書及び6月23日付け回答）
8	照会記録（平成27年5月14日）
9	精神保健指定医の指定取消事案の対応について（平成27年5月26日付け理事報告）
10	聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（平成27年5月27日起案文書）
11	精神保健指定医の指定取消事案の対応について（平成27年6月4日付け部長

文書	名称
	報告)
12	聖マリアンナ医科大学病院の指定医申請に関わった指導医の指定医取消しについて（平成 27 年 6 月 17 日付け国事務連絡）
13	聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（平成 27 年 6 月 22 日起案文書）
14	口頭記録（平成 27 年 6 月 25 日）
15	精神保健指定医の指定取消事案について（平成 27 年 6 月 29 日付け部長（理事）報告）
16	精神保健指定医追加取消処分に係る調査について（平成 27 年 7 月 8 日付け聖マリアンナ医科大学からの依頼文書及び 8 月 6 日付け回答）
17	聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（再依頼）（平成 27 年 7 月 10 日起案文書）
18	聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（再依頼に対する回答）（平成 27 年 7 月 29 日起案文書）
19	精神保健指定医の指定取消事案について（続報）（平成 27 年 8 月 7 日付け理事報告）
20	聖マリアンナ医科大学附属病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた指定医業務に関する調査について（平成 27 年 8 月 17 日起案文書）
21	聖マリアンナ医科大学附属病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた指定医業務に関する調査結果報告について（平成 27 年 9 月 8 日起案文書）
22	聖マリアンナ医科大学附属病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた指定医業務に関する調査結果について
23	精神保健指定医の指定取消事案に対する検証結果について（平成 27 年 10 月 1 日付け部長報告）

別記 3 実施機関が開示しないこととした部分

1 聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消しについて（平成 27 年 4 月 16 日国事務連絡）

開示しないこととした部分	根拠規定
厚生労働省職員の個人メールアドレス ・ 資料 1 枚目、2 枚目	条例第 7 条 第 6 号

2 口頭記録（平成 27 年 4 月 17 日）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 架電先欄 ・ 内容欄（2 行目、9 行目、18 行目、21 行目、23 行目）	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
処分対象医師の勤務期間、常勤・非常勤の別等の勤務態様 ・ 内容欄（12 行目、14 行目）	条例第 7 条 第 2 号
処分対象医師の住所 ・ 内容欄（13 行目、15 行目）	条例第 7 条 第 2 号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の担当者名	条例第 7 条

開示しないこととした部分	根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> 架電先欄 内容欄（2行目、9行目） 	第2号

3 口頭記録（平成27年4月20日）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 <ul style="list-style-type: none"> 発信者欄 内容欄（1行目、5行目、7行目（手書きの行）、8行目、15行目、21行目） 	条例第7条 第2号・第3号
処分対象医師の住所 <ul style="list-style-type: none"> 内容欄（3行目2箇所、13行目、18行目、19行目） 	条例第7条 第2号
処分対象医師の指定医取得年月日 <ul style="list-style-type: none"> 内容欄（4行目、14行目） 	条例第7条 第2号
処分対象医師の勤務期間 <ul style="list-style-type: none"> 内容欄（5行目、8行目、15行目） 	条例第7条 第2号
処分対象医師の常勤・非常勤の別等の勤務態様 <ul style="list-style-type: none"> 内容欄（5行目、8行目、15行目） 	条例第7条 第2号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の担当者名 <ul style="list-style-type: none"> 発信欄 内容欄（7行目（手書きの行）） 	条例第7条 第2号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の指定医名 <ul style="list-style-type: none"> 内容欄（21行目2箇所、26行目、27行目） 	条例第7条 第2号

4 聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医の資格取消（平成27年4月21日付け理事報告）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 <ul style="list-style-type: none"> 3（1）3箇所 3（2）1箇所 	条例第7条 第2号・第3号
処分対象医師の常勤・非常勤の別 <ul style="list-style-type: none"> 3（1）3箇所（ ）内 3（2）1箇所（ ）内 	条例第7条 第2号

5 照会記録（平成27年4月27日、28日）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 <ul style="list-style-type: none"> 照会先欄 内容欄表面（14行目、15行目） 内容欄裏面（5行目） 	条例第7条 第2号・第3号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の担当者名 <ul style="list-style-type: none"> 紹介先欄 内容欄表面（14行目、15行目） 	条例第7条 第2号
処分対象医師の勤務期間 <ul style="list-style-type: none"> 内容欄表面（15行目、16行目、18行目） 	条例第7条 第2号
聖マリアンナ医科大学の担当者氏名 <ul style="list-style-type: none"> 内容欄裏面（1行目、19行目） 	条例第7条 第2号

6 精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成 27 年 4 月 28 日付け聖マリアンナ医科大学からの文書）
非開示部分なし

7 精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成 27 年 4 月 30 日付け聖マリアンナ医科大学からの依頼文書及び 6 月 23 日付け回答）

開示しないこととした部分	根拠規定
資料 3 枚目（聖マリアンナ医科大学から提供された指定医・指導医一覧）のうち、氏名欄及びふりがな欄の報道提供されていない姓、指定医証番号欄、交付年月日欄）	条例第 7 条 第 2 号
資料 5 枚目（当課からの回答書）の医師氏名のうち報道提供されていない姓	条例第 7 条 第 2 号

8 照会記録（平成 27 年 5 月 14 日）

開示しないこととした部分	根拠規定
聖マリアンナ医科大学の担当者氏名 ・ 4 箇所（内容欄 3 箇所、欄外手書き 1 箇所）	条例第 7 条 第 2 号

9 精神保健指定医の指定取消事案の対応について（平成 27 年 5 月 26 日付け理事報告）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名、所在市町 ・ 2（1）勤務先欄各 2 箇所	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
処分対象医師の常勤・非常勤の別 ・ 2（1）の「常勤・非常勤の別」欄	条例第 7 条 第 2 号
処分対象医師の氏名のうち報道提供されていない姓 ・ 2（1）指定医氏名欄	条例第 7 条 第 2 号

10 聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（平成 27 年 5 月 27 日起案文書）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 資料 1 枚目受信者欄（案 1、案 2） ・ 資料 2 枚目あて先 ・ 資料 4 枚目（勤務先欄） ・ 資料 5 枚目あて先 ・ 資料 7 枚目（勤務先欄）	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
処分対象医師の氏名のうち報道提供されていない姓 ・ 資料 2 枚目 記 4 ・ 資料 6 枚目（2 箇所） ・ 資料 7 枚目 ・ 資料 8 枚目 記 3 ・ 資料 11 枚目 記 2（1） ・ 資料 13 枚目 2 箇所	条例第 7 条 第 2 号
職歴一覧表の指定医取得日、調査期間（個人）、調査期間（病院）、常勤・非常勤の別 ・ 資料 4 枚目、7 枚目、13 枚目、26 枚目	条例第 7 条 第 2 号
職歴一覧表の勤務先、郵便番号、住所、電話番号 ・ 資料 13 枚目、26 枚目	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号

開示しないこととした部分	根拠規定
厚生労働省の個人メールアドレス <ul style="list-style-type: none"> 資料 15 枚目 資料 18 枚目裏面連絡先（2箇所） 資料 21 枚目（2箇所） 資料 22 枚目裏面連絡先（2箇所） 資料 25 枚目（2箇所） 	条例第 7 条 第 6 号

11 精神保健指定医の指定取消事案の対応について（平成 27 年 6 月 4 日付け部長報告）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名、所在市町名 <ul style="list-style-type: none"> 2（1）勤務先欄各 2 箇所 	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
処分対象医師の氏名のうち報道提供されていない姓（指定医氏名欄）、勤務形態（常勤・非常勤の別）、勤務時間 <ul style="list-style-type: none"> 2（1） 	条例第 7 条 第 2 号

12 聖マリアンナ医科大学病院の指定医申請に関わった指導医の指定医取消しについて（平成 27 年 6 月 17 日付け国事務連絡）

開示しないこととした部分	根拠規定
厚生労働省職員の個人メールアドレス <ul style="list-style-type: none"> 資料 2 枚目 連絡先欄 	条例第 7 条 第 6 号

13 聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（平成 27 年 6 月 22 日起案文書）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 <ul style="list-style-type: none"> 資料 2 枚目 2（1）（2）タイトル 資料 4 枚目 病院名欄、最下段右隅 資料 5 枚目 病院名欄 資料 14 枚目 2（1）（2）タイトル 	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の F A X 番号 <ul style="list-style-type: none"> 資料 4 枚目 	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
処分対象医師の氏名のうち報道提供されていない姓、勤務期間、勤務態様（常勤・非常勤の別） <ul style="list-style-type: none"> 資料 2 枚目 2（1）（2） 資料 4 枚目 資料 5 枚目 姓… 1 の指定医氏名欄、手書き部分 1 行目 勤務態様…手書き部分 2 行目 資料 14 枚目 	条例第 7 条 第 2 号
処分対象医師が関与した措置診察年月日、対象者氏名、診察場所 <ul style="list-style-type: none"> 資料 6 枚目、7 枚目 	条例第 7 条 第 2 号
厚生労働省担当者の個人メールアドレス <ul style="list-style-type: none"> 資料 13 枚目 4 箇所 	条例第 7 条 第 6 号

14 口頭記録（平成 27 年 6 月 25 日）

開示しないこととした部分	根拠規定
聖マリアンナ医科大学の担当者氏名 ・ 受信者欄 ・ 内容欄（3行目）	条例第7条 第2号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 内容欄（17行目）	条例第7条 第2号・第3号
処分対象医師の勤務態様（常勤・非常勤の別等）、勤務期間 ・ 内容欄（19行目、20行目）	条例第7条 第2号

15 精神保健指定医の指定取消事案について（平成 27 年 6 月 29 日付け部長（理事）報告）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 1の4行目 ・ 2の勤務先欄 ・ 3の1行目（2箇所）、2行目及び表頭2箇所	条例第7条 第2号・第3号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の所在市町名 ・ 2の勤務先欄（ ）内	条例第7条 第2号・第3号
処分対象医師の勤務形態（常勤・非常勤の別）、勤務期間 ・ 2	条例第7条 第2号
聖マリアンナ医科大学の担当者氏名 ・ 1の4行目	条例第7条 第2号

16 精神保健指定医追加取消処分に係る調査について（平成 27 年 7 月 8 日付け聖マリアンナ医科大学からの依頼文書及び 8 月 6 日付け回答）

開示しないこととした部分	根拠規定
資料1枚目記2の対象医師の指定医番号、交付年月日	条例第7条 第2号
聖マリアンナ医科大学の担当者氏名 ・ 資料1枚目問合せ先	条例第7条 第2号
資料2枚目（職歴一覧表）の指定医取得日、期間、常勤・非常勤の別欄	条例第7条 第2号
資料2枚目（職歴一覧表）の勤務先、郵便番号、住所、郵便番号欄	条例第7条 第2号・第3号

17 聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（再依頼）（平成 27 年 7 月 10 日起案文書）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 資料1枚目 受信者欄案1 ・ 資料2枚目 あて先 ・ 資料4枚目（勤務先欄）	条例第7条 第2号・第3号
職歴一覧表の指定医取得日、調査期間（個人）、調査期間（病院）、常勤・非常勤の別 ・ 資料4枚目、10枚目、22枚目	条例第7条 第2号
職歴一覧表の勤務先、郵便番号、住所、電話番号	条例第7条

開示しないこととした部分	根拠規定
・ 資料 10 枚目、22 枚目	第 2 号・第 3 号
厚生労働省担当者の個人メールアドレス ・ 資料 12 枚目 1 箇所 ・ 資料 14 枚目 2 箇所 ・ 資料 17 枚目 2 箇所 ・ 資料 18 枚目 2 箇所 ・ 資料 21 枚目 2 箇所	条例第 7 条 第 6 号

- 18 聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（再依頼に対する回答）（平成 27 年 7 月 29 日起案文書）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 資料 4 枚目 病院名欄、最下段右隅	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の F A X 番号 ・ 資料 4 枚目	条例第 7 条 第 2 号

- 19 精神保健指定医の指定取消事案について（続報）（平成 27 年 8 月 7 日付け理事報告）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 2 1 行目、3 行目、表頭 ・ 3 (2) 表頭 2 箇所 ・ 3 (3) 3 行目、4 行目	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号

- 20 聖マリアンナ医科大学附属病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた指定医業務に関する調査について（平成 27 年 8 月 17 日起案文書）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 資料 1 枚目 受信者欄案 1 ・ 資料 2 枚目 1 表頭 2 箇所、3 (3) 1 行目、3 行目 ・ 資料 3 枚目 5 (1) (2) タイトル ・ 資料 5 枚目 宛名 ・ 資料 6 枚目 2 1 行目	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院の所在地、電話番号 ・ 資料 6 枚目 2	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
対象者一覧における患者氏名、2 項入院日、日付欄 ・ 資料 7 枚目～9 枚目	条例第 7 条 第 2 号

- 21 聖マリアンナ医科大学附属病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた指定医業務に関する調査結果報告について（平成 27 年 9 月 8 日起案文書）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 資料 1 枚目 受信者欄案 2、起案文書内 ・ 資料 2 枚目 2 (1) (5) ・ 資料 6 枚目 ・ 資料 12 枚目～24 枚目	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
厚生労働省担当者の個人メールアドレス	条例第 7 条

開示しないこととした部分	根拠規定
・ 資料 7 枚目、10 枚目	第 6 号
検証チェック表における処分対象医師の勤務期間 ・ 資料 12 枚目	条例第 7 条 第 2 号
検証チェック表における処分対象医師が勤務する病院の医師氏名 ・ 資料 12 枚目	条例第 7 条 第 2 号
検証チェック表における患者氏名、措置診察日、2 項入院日、隔離日、拘束日 ・ 資料 12 枚目～25 枚目	条例第 7 条 第 2 号
「措置入院のための移送に関する事前調査票」の「措置入院のための診察が必要と考えられる者」欄（氏名、性別、フリガナ、生年月日、年齢、住所、職業）、調査対象者の所在地、調査時の状況、「主治医との連携」欄（氏名、連絡先等、主治医意見）、調査年月日等欄（調査年月日）、保護者欄、欄外 ・ 資料 26 枚目、29 枚目、32 枚目、35 枚目、38 枚目、42 枚目、45 枚目、48 枚目	条例第 7 条 第 2 号
「措置入院に関する診断書」の「被診察者」欄（氏名、フリガナ、生年月日、住所、職業）、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診察時の特記事項、診断日、診察に立ち会った者（氏名、性別、続柄又は職業、年齢）、診察場所、診察日時 ・ 資料 27 枚目、28 枚目、30 枚目、31 枚目、32 枚目、34 枚目、36 枚目、37 枚目、39 枚目、40 枚目、41 枚目、43 枚目、44 枚目、46 枚目、47 枚目、49 枚目、50 枚目	条例第 7 条 第 2 号

22 聖マリアンナ医科大学附属病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた指定医業務に関する調査結果について

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 資料 1 枚目 2（1）（5）	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号
聖マリアンナ医科大学の担当者氏名 ・ 資料 1 枚目 手書き部分	条例第 7 条 第 2 号

23 精神保健指定医の指定取消事案に対する検証結果について（平成 27 年 10 月 1 日付け部長報告）

開示しないこととした部分	根拠規定
調査対象期間に処分対象医師が勤務していた病院名 ・ 2（1）2 箇所 ・ 2（4）表頭 2 箇所	条例第 7 条 第 2 号・第 3 号

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 28 年 1 月 8 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成 28 年 2 月 23 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 28 年 3 月 15 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 28 年 5 月 30 日	審議	第 296 回
平成 28 年 6 月 27 日	審議	第 297 回
平成 28 年 6 月 29 日	実施機関から意見書 2 を受け付けた。	
平成 28 年 7 月 20 日	異議申立人から意見書 2 を受け付けた。	
平成 28 年 8 月 29 日	審議	第 299 回
平成 28 年 10 月 31 日	審議	第 301 回
平成 28 年 11 月 28 日	審議	第 302 回
平成 29 年 1 月 23 日	審議	第 304 回
平成 29 年 2 月 27 日	審議	第 305 回
平成 29 年 3 月 27 日	審議、	第 306 回
平成 29 年 4 月 24 日	審議、答申	第 307 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学 教育学部 教授	第 301 回、第 302 回 第 304 回～第 307 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 301 回、 第 302 回、第 304 回～ 第 307 回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 301 回、 第 302 回、第 304 回～ 第 307 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 302 回、 第 304 回～第 307 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 301 回、 第 302 回、第 304 回、 第 306 回、第 307 回

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部長	第 296 回、第 297 回、 第 301 回、第 302 回、 第 304 回、第 305 回、 第 307 回